

**資料1**

**平成26年7月28日**

**第1回三重県少子化対策推進県民会議・計画策定部会**

# 三重県子ども・少子化対策計画(仮称) の基本的な考え方

**三重県**

# 子ども・少子化対策計画(仮称) イメージ(案)

めざすべき社会像

結婚・妊娠・子育てなどの希望が叶い、  
すべての子どもが豊かに育つことのできる三重

計画推進の原則

子どもの最善の利益  
を尊重する

家族形成は当事者の判断  
が最優先される

意識を変える

家族の特性に応じてきめ  
細かに支援する

子どもの育ち、子育て家庭を地  
域社会で支える

計画の構成

【ライフステージ毎の切れ目のない対策】

	子ども・思春期	結婚	妊娠・出産	子育て
家庭での取組	○		○	◎
地域・団体等の取組		○		○
学校での取組	◎			
企業での取組			○	○

※代表的な取組を例示

【地域・社会で支えるための環境整備】

機運の醸成、働き方の改善 等

【重点的な取組】

今後5年間で効果が期待でき、かつ必要性和優先度が高い取組＝「重点的な取組」

# 1 めざすべき社会像

## 結婚・妊娠・子育てなどの希望が叶い、 すべての子どもが豊かに育つことのできる三重

### <現状>

- 「みえ県民意識調査」の結果によると、理想の子どもの数が2.5人に対し、実際の子どもの数は1.6人とどまっており、また、全国的な調査では未婚者の約9割が将来結婚する意思があると答えているにも関わらず、50歳時の男性の未婚率が20%を超えているなど、結婚と出産について理想と現実のギャップが生じている。
- 少子化の進展は、我が国の社会経済システムや地域のあり方に大きな影響を及ぼす社会的課題でもある。平成2年の「1.57ショック」を契機に、国は少子化対策に取り組んできたが少子化に歯止めがかかっていない。人口減少社会が到来し、多くの市町が「消滅」危機にあることすら懸念される中で、自然減対策として、今、抜本的な少子化対策を強化しなければ手遅れになってしまう。
- 一方で、少子高齢化の進行、生活スタイルの変化、産業構造と雇用形態の変化、インターネットの普及など、社会環境の変化を背景に、家族の在り方が多様化し、地域社会における人間関係が変容するなかで、いじめ・児童虐待や不登校の件数の増加、先進国でも深刻な貧困状況など、子どもたちに関わるさまざまな問題が顕在化している。

### <めざすべき社会像>

- 県民の皆さんが、結婚したいときに結婚でき、子どもを産みたい人が産みたいときに安心して子どもを産み育てることができるように、社会的な制約やさまざまな阻害要因がなくなっている。
- すべての子どもが、障がいの有無や生まれ育った家庭環境に関わらず、地域社会の支えも受けて、(経済的、物質的にのみならず、精神的にも、人間関係の上でも)豊かに育つことができる環境整備が進んでいる。

めざすべき社会像は、概ね10年程度を目途に達成をめざすこととしている。

## 2 計画推進の原則

めざすべき社会像の実現に取り組むうえで、三重県子ども条例の基本理念や、個人の価値観等を尊重するとともに、社会の基本ユニットである家族が多様化していること等をふまえ、五つの前提や約束事を「計画推進の原則」として掲げる。

### 1 子どもの最善の利益を尊重する

子どもを権利の主体としてとらえ、子どもの最善の利益を尊重し、子どもの力を信頼する。

### 2 家族形成は当事者の判断が最優先される

結婚や妊娠、出産などについては個人の考え方や価値観が尊重されることが大前提であり、子どもを産む・産まないは(パートナーと相談しつつも)女性の判断が最優先されることに留意する。

### 3 意識を変える

妊娠、出産、子育てに関しては、女性だけが不安や負担感を感じることはないように、一方の当事者である男性も大きく関係する問題であり、また、企業等における働き方に関する問題であるとの認識を持つ。

### 4 家族の特性に応じてきめ細かに支援する

家族のあり方は多様化しており、社会的養護を必要とする子どもや家庭への支援を含め、それぞれの「家族」を支えるきめ細かな取組を行い、県民が「家族」の一員として安心して暮らしていけるよう取り組む。

### 5 子どもの育ち、子育て家庭を地域社会で支える

子どもは「社会の宝」「私たちの未来」であり、子どもの育ち、子育て家庭を地域社会全体で支える。

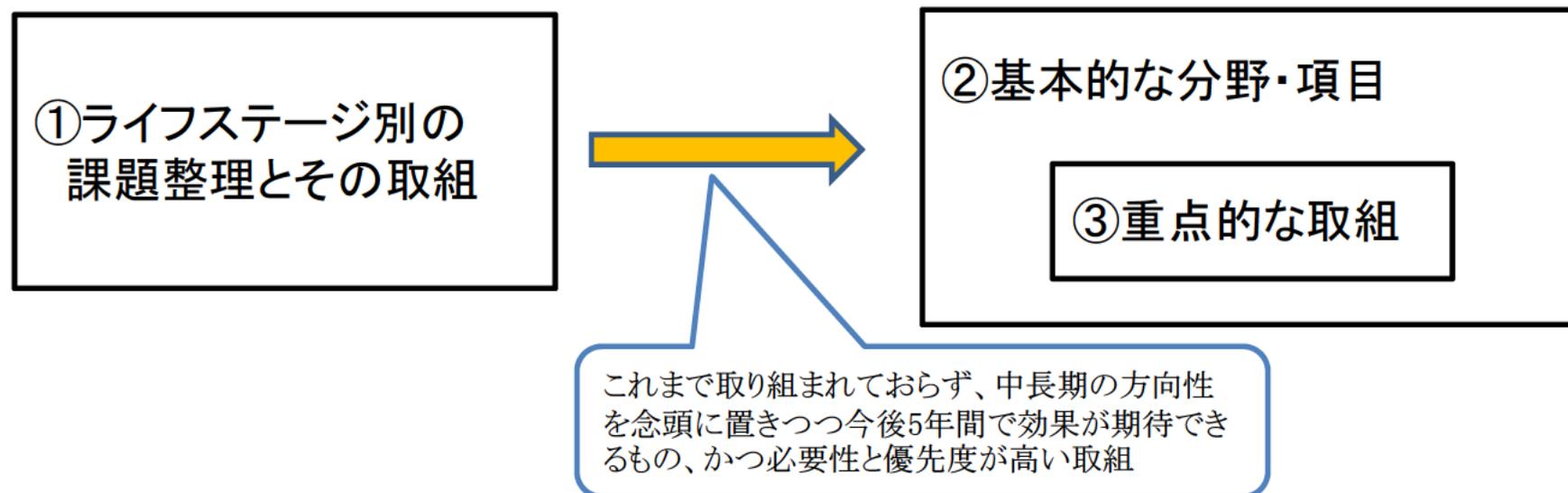
### 3 計画期間

めざすべき社会像は、前述のとおり概ね10年後を目途に達成をめざすものとしているところであるが、この計画の期間は、PDCAサイクルを回していくためにも、中期的な目標を設定する必要があることから、次世代育成支援対策推進法、子ども・子育て支援法等の期間も勘案し、平成27年度を開始初年度とし、平成31年度までの5年間とする。

## 4 計画の構成

三重県が取り組むべき子ども・少子化対策(※)に関して、

- ①ライフステージ別に、解決すべき課題を当事者目線、地域目線で洗い出し、取組内容について、行政の役割のほか、中心となる主体ごとに整理する。
- ②基本的な分野・項目は、数値目標を設定し、進行管理をしていく。
- ③解決を図るべき課題のうち、これまで(注.平成25年度まで)取り組まれておらず、中長期的な展望のもとに、今後5年間で効果が期待でき、かつ、必要性和優先度が高い取組を、特に「**重点的な取組**」として位置付け、数値目標を設定し、主体的に進行管理をしていく。



## 計画を構成する取組の考え方

### 1 子ども・少子化対策に関連が深い基本的な分野（女性の活躍促進など）

女性の活躍促進対策など、他の政策や計画（男女共同参画）に位置づけられるような分野であっても、取組内容が子ども・少子化対策に関連が深いものであれば、当計画に位置づける対象とする。

### 2 他の計画に位置づけられており、かつ、子ども・少子化対策に一部関連する分野

妊婦や子どもが安心して暮らせるまちづくりなど、他の政策や計画（ユニバーサルデザインのまちづくり等）で整理されており、子ども・少子化対策としては関連が薄いと考えられる取組については、当計画では、「別途計画に記載されている」等を示す程度にとどめる。

（注） なお、各地域における人口の流出入の相対的減少に伴う「社会減」については、この計画では対象としない。

## 重点的な取組について（補足）

